

## 選挙管理委員会次第

期日 平成29年12月1日(金)

午後1時30分から

場所 みよし市役所 301会議室

### 1 あいさつ

### 2 議題

- (1) 専決処分について(委員長報告)…………… P1～2
  
- (2) 選挙人名簿定時登録(平成29年12月)について…………… P3～10
  - ア 定時登録資格要件…………… P3
  - イ 選挙人名簿登録数(12月定時登録)…………… P4～6
  - ウ 在外選挙人名簿登録者数…………… P7～8
  - エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示…………… P9
  - オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示…………… P10
  
- (3) みよし土地改良区総代会総代総選挙の日程について…………… P11～15

### 3 その他

## 専決処分について（委員長報告）

みよし市選挙管理委員会規程第17条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

処分事項：公職選挙法第30条の6第1項の規定により、下記の者を本市の在外選挙人名簿に登録する。

記

氏名	生年月日	性別	本籍	日本での最終住所地	専決処分日

在外選挙人名簿の被登録資格の確認

確認事項 (確認書類)	①在外選挙人名簿に既に登録されている者でないこと	②申請時に年齢満18年以上であること	③日本国民であること	④公職選挙法第11条第1項の該当がないこと	⑤公職選挙法第252条の該当がないこと	⑥政治資金規正法第28条の該当がないこと	⑦領事館の管轄区域内に引き続き3か月以上当該申請者が住所を有していること
	氏名 (本籍地の市区町村長からの回答文書)	(登録申請書、本籍地の市区町村長からの回答文書)	(登録申請書、本籍地の市区町村長からの回答文書)	(本籍地の市区町村長からの回答文書)	(本籍地の市区町村長からの回答文書)	(本籍地の市区町村長からの回答文書)	(日本国総領事又は日本国大使からの意見書)
							管轄区域内 住定日
							登録申請 日
							総領事又 は大使
							管轄区域 内住定日
							登録申請 日
							総領事又 は大使

# 選挙人名簿定時登録（平成29年12月）について

## 定時登録資格要件

### 1 基準日及び登録日（第22条）

平成29年12月1日（金）

### 2 登録要件（第9条）

#### (1) 国政選挙の選挙権のある者

ア 日本国民であること

イ 年齢満18年以上である者

平成11年12月2日以前の出生者

#### (2) 住所要件（第21条及び第28条）

ア 平成29年9月1日（当該届出をした日）以前の転入者で、引き続き本市の住民であること。（3箇月要件）

イ 平成29年8月1日から平成29年11月30日までの間の転出者については、3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されていた者であること。

ウ 帰化した者は、帰化の届出をした日以後、引き続き本市の住民であること。

### 4 抹消者（第11条及び第28条）

(1) 平成29年7月31日以前に転出した者（4箇月要件）

(2) 前回の登録時において登録のあった者で、基準日までに死亡した者

(3) 欠格事項に該当した者

### 5 その他

(1) 「転出者」で表示される者（第27条）

平成29年8月1日以降の転出者

選挙人名簿登録者数（12月定時登録）

平成29年12月1日現在の選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	24,322 人	22,842 人	47,164 人	

(参考)

区分	男	女	計	備考
11月選挙時登録者数 (市長選挙)	24,327 人	22,837 人	47,164 人	
登録者数	75 人	60 人	135 人	
抹消者数	80 人	55 人	135 人	
転出者	68 人	49 人	117 人	
死亡者	12 人	6 人	18 人	
欠格者	0 人	0 人	0 人	
12月定時登録者数	24,322 人	22,842 人	47,164 人	
増減者数	-5 人	+5 人	0 人	

付 表

開票区名	投票区名	内 訳		
		男	女	計
みよし市	三好	3,119	2,981	6,100
	北部	3,290	3,072	6,362
	南部	2,443	2,381	4,824
	西部	2,903	2,647	5,550
	天王	3,377	3,101	6,478
	三好丘	3,525	3,240	6,765
	緑丘	3,016	2,997	6,013
	黒笹	2,649	2,423	5,072
合 計		24,322	22,842	47,164
開票区数	1	投票区数	8	

前回選挙時登録(平成29年11月11日市長選挙時登録)と

今回定時登録(平成29年12月1日現在)における選挙人名簿登録者数及び増減表

投票区	男			女			計		
	前回登録	増 減	今回登録	前回登録	増 減	今回登録	前回登録	増 減	今回登録
三好	3,118	+1	3,119	2,975	+6	2,981	6,093	+7	6,100
北部	3,288	+2	3,290	3,066	+6	3,072	6,354	+8	6,362
南部	2,448	-5	2,443	2,383	-2	2,381	4,831	-7	4,824
西部	2,908	-5	2,903	2,651	-4	2,647	5,559	-9	5,550
天王	3,375	+2	3,377	3,103	-2	3,101	6,478	0	6,478
三好丘	3,523	+2	3,525	3,234	+6	3,240	6,757	+8	6,765
緑丘	3,017	-1	3,016	2,998	-1	2,997	6,015	-2	6,013
黒笹	2,650	-1	2,649	2,427	-4	2,423	5,077	-5	5,072
合 計	24,327	-5	24,322	22,837	+5	22,842	47,164	0	47,164

在外選挙人名簿登録者数

平成29年12月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	62 人	22 人	84 人	

(参考)

区分	男	女	計	備考
10月選挙時登録者数 (衆議院選)	63 人	23 人	86 人	
登録者数	1 人	1 人	2 人	
抹消者数	2 人	2 人	4 人	
12月定時登録者数	62 人	22 人	84 人	
増減者数	-1 人	-1 人	-2 人	



地域	經由領事館の名称		内訳		
	經由領事館の名称	国名等	男	女	計
アジア	在インドネシア日本国大使	インドネシア共和国	3人	0人	3人
	在シンガポール日本国大使	シンガポール共和国、インドネシア共和国	2人	1人	3人
	在タイ日本国大使	タイ王国、台湾	5人	2人	7人
	在釜山日本国総領事	大韓民国	0人	1人	1人
	在中華人民共和国日本国大使	中華人民共和国	2人	0人	2人
	在広州日本国総領事	中華人民共和国	2人	0人	2人
	在上海日本国総領事	中華人民共和国	2人	0人	2人
	在カラチ日本国総領事	パキスタン・イスラム共和国	1人	0人	1人
	在フィリピン日本国大使	フィリピン共和国	2人	0人	2人
	在ベトナム日本国大使	ベトナム社会主義共和国	1人	0人	1人
	在マレーシア日本国大使	マレーシア	0人	1人	1人
	在ベナン日本国総領事	マレーシア	0人	1人	1人
	財団法人交流協会台北事務所長	中華人民共和国	1人	0人	1人
	小計		21人	6人	27人
大洋州	在メルボルン日本国総領事	オーストラリア連邦	2人	0人	2人
	小計		2人	0人	2人
北米	在アメリカ合衆国日本国大使	アメリカ合衆国	1人	0人	1人
	在アトランタ日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在サンフランシスコ日本国総領事	アメリカ合衆国	3人	1人	4人
	在シアトル日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	0人	1人
	在シカゴ日本国総領事	アメリカ合衆国	3人	0人	3人
	在デトロイト日本国総領事	アメリカ合衆国	5人	2人	7人
	在ナッシュビル日本国総領事	アメリカ合衆国	2人	2人	4人
	在ニューヨーク日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	2人	3人
	在ホノルル日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在ロサンゼルス日本国総領事	アメリカ合衆国	2人	1人	3人
	在トロント日本国総領事	カナダ	2人	1人	3人
	小計		20人	11人	31人
中南米	在アルゼンチン日本国大使	アルゼンチン共和国	2人	0人	2人
	在メキシコ日本国大使	メキシコ合衆国	1人	0人	1人
	在パナマ日本国大使	パナマ共和国	1人	0人	1人
	在クリチバ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	0人	1人	1人
	在サンパウロ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	4人	1人	5人
小計		8人	2人	10人	
欧州	在ドイツ日本国大使	ドイツ連邦共和国	0人	1人	1人
	在デュッセルドルフ日本国総領事	ドイツ連邦共和国	1人	1人	2人
	在フランス日本国大使	フランス共和国	4人	1人	5人
	在マルセイユ日本国総領事	フランス共和国	1人	0人	1人
	在ベルギー日本国大使	ベルギー王国	1人	0人	1人
	在ポルトガル日本国大使	ポルトガル共和国	1人	0人	1人
	在ロシア日本国大使	ロシア連邦	1人	0人	1人
小計		9人	3人	12人	
中東	在トルコ日本国大使	トルコ共和国	1人	0人	1人
	在イスタンブール日本国総領事	トルコ共和国	1人	0人	1人
小計		2人	0人	2人	
合計			62人	22人	84人

みよし市選挙管理委員会告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、944である。

平成29年12月1日

みよし市選挙管理委員会  
委員長 伊豆原 要

(参考)

※ 登録者数

$$47,164 \text{ 人} \div 50 = 943.28 \\ \approx 944 \text{ (小数点切り上げ)}$$

- ・ 地方自治法第74条第1項 条例の制定又は改廃の請求
- ・ 同 第75条第1項 監査の請求

前回（平成29年11月11日市長選挙時）

※ 登録者数

$$47,164 \text{ 人} \div 50 = 943.28 \\ \approx 944 \text{ (小数点切り上げ)}$$

みよし市選挙管理委員会告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、15,722である。

平成29年12月1日

みよし市選挙管理委員会  
委員長 伊豆原 要

(参考)

※ 登録者数

$$47,164 \text{ 人} \div 3 = 15,721.333\dots$$
$$\approx 15,722 \text{ (小数点切り上げ)}$$

- ・ 地方自治法第76条第1項 議会の解散請求
- ・ 同 第80条第1項 議員の解職請求
- ・ 同 第81条第1項 長の解職請求
- ・ 同 第86条第1項 主要公務員（副市長、選挙管理委員、監査委員等）の解職請求
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項 教育委員会の委員の解職請求

前回（平成29年11月11日市長選挙時）

※ 登録者数

$$47,164 \text{ 人} \div 3 = 15,721.333\dots$$
$$\approx 15,722 \text{ (小数点切り上げ)}$$



29み土改第 1-252 号

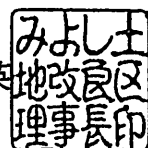
平成29年11月22日

みよし市選挙管理委員会

委員長 伊豆原 要 殿

みよし土地改良区

理事長 久野 知英



みよし土地改良区総代の任期満了について(通知)

当土地改良区の総代の任期が平成30年3月29日で満了となりますので、土地改良法施行令第6条第2項の規定により通知します。

○ みよし土地改良区総代会総選挙日程表(案)

月/日(曜日)	地元工区(選挙長)	みよし土地改良区	市選挙管理委員会	行政区長(13区長)	備考
11/22(水)		・任期満了通知(土改区→選管) (任期満了日:H30.3.29)			任期満了前60日までに(令6②))
12/1(金)			○選挙管理委員会開催 ・選挙期日の決定/協議(選管→土改区) ・投票時間の決定及び選挙総代数の確認		選挙期日:任期満了前30日以内(令6①) /同意(令6③) (令6④)
12/8(金)		・選挙期日等協議回答(土改区→選管)	・選挙期日等協議(選管→土改区)		
12/14(木)	・選挙人名簿の確認(土改区→地元工区)(提出期限1/22まで) ・選挙長、同職務代理人、立会人選出(選管→地元工区) ・立候補予定者に書類配付(選挙長)	・選挙人名簿の確認(土改区→地元工区)	・選挙長、同職務代理人、立会人選出依頼(選管→地元工区) ・立候補届出関係書類配付依頼(選管→地元工区)		選挙長:1名:選挙権を有する者(令8①) 選挙長職務代理人:1名:選挙権を有する者(令8③) 選挙立会人:2名選挙人名簿登載者(令8⑤/2~4名)
1/19(金)			・選挙会場、選挙長執務場所内定依頼(選管→区長)	○区長協議会 ・選挙会場、選挙長執務場所内定/確保	1月19日(金)は開催されない可能性が高い 2月16日(金)は議題が多数のため協議会の前にする(13行政区には事前に文書で依頼(木曜日公達))
1/22(月)		・選挙人名簿の確定依頼(土改区→選管)	・選挙人名簿の確定回答(選管→土改区)		
2/7(水)		・選挙人名簿の確定調整			調整日:任期満了日前50日現在(令7②)
2/9(金)		・選挙人名簿縦覧の公告		・選挙人名簿縦覧の公告(掲示)	公告日:縦覧開始日前3日までに(款9②)
2/12(月) ~2/16(金)		・選挙人名簿縦覧/異議申立(土改区)			任期満了日前45日から5日間(款9①)(款10①)
2/20(火)	・選挙長等報告書及び承諾書の提出期限(選挙長→選管)		・選挙長等報告書及び承諾書受領《期限》/審査(選挙長→選管)		
3/13(火)	◎選挙期日の告示 ・投票時間及び選挙総代数の告示 ・選挙長、同職務代理人、選挙立会人の住所及び氏名の告示 ・選挙長執務場所の告示<選挙長>				選挙期日前7日までに(令6③) 投票時間及び選挙すべき総代数を告示(令6④) 選挙長、職務代理人、選挙立会人の選任があった時住所・氏名の告示(令8⑦)
3/13(火)~3/14(水)	◎立候補届出受理/立候補辞退届出受理<選挙長>				選挙期日の告示日から2日間(令17の3①・③) 届出時間/AM8:30~PM5:00(令17の3⑤)
3/14(水)	・候補者の告示/報告<選挙長> ・選挙会の日時の告示<選挙長> 【有投票の場合】3/20(火)PM 4:00 【無投票の場合】3/20(火)AM 9:00 ・投票を行わない旨の告示/報告<選挙長>	・候補者の被選挙資格調査回答 ・選挙人名簿の確定	・候補者の被選挙資格調査依頼(選管→土改区)		選挙期日前6日(款10③) PM5:00以降(17の3①・②・⑤) 投票時間の告示(令6④・県選挙手引P10) 選挙期日から5日以内(令18の2③) 無投票(令18の2①・②)
3/15(木)	・選挙会場の告示<選挙長>			・選挙会場の告示の掲示	選挙期日前5日までに(令9②)
3/16(金)	・選挙人名簿受領<選挙長> ・投票用紙受領<選挙長>	・選挙人名簿送付(当該選挙長の関係部分)(土改区→選挙長) ・投票用紙送付<有投票の場合>(土改区→選挙長)			選挙期日前3日までに(令7②) 選挙期日前3日までに(令11①)
3/20(火)	◎選挙期日(投票日)→選挙録作成、当選任報告<選挙長→選管> 【有投票の場合】 ・投票:AM7:00~PM3:00/各選挙会場 ・開票:PM3:00~PM4:00 ・選挙会:PM4:00	【無投票の場合】 ・選挙会:AM9:00/各選挙会場	選挙録作成、当選任報告<選挙長→選管>	・選挙会場の提供	(令19①)、(令21①)
3/22(木)			◎当選人への告知及び当選人の告示 ・当選証書付与及び告示		(令21②) (令22②)
3/29(木)		◎前総代任期満了			
3/30(金)		◎新総代就任(4年間:H30. 3/30~H34. 3/29)			(法23⑥)

# (案)

29み選第 号  
平成29年12月 日

みよし土地改良区  
理事長 久野 知 英 様

みよし市選挙管理委員会  
委員長 伊豆原 要

みよし土地改良区総代会総代総選挙の選挙期日等について（協議）  
土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第3項の規定により、下記のとおり選挙期日等を定めたいので協議します。

## 記

- 1 選挙期日  
平成30年3月20日（火）
- 2 投票時間  
午前7時から午後3時まで

担当 事務局（丹羽）  
電話 0561-36-8000（ダイヤルイン）

○土地改良法

(昭和二十四年六月六日)

(法律第百九十五号)

(総代会)

第二十三条 組合員の数が二百人を超える土地改良区は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総代の定数は、定款で定める。但し、組合員の数千人未満の土地改良区にあつては三十人以上、千人以上五千人未満の土地改良区にあつては四十人以上、五千人以上一万人未満の土地改良区にあつては六十人以上、一万人以上の土地改良区にあつては八十人以上でなければならない。

3 総代は、組合員で年齢二十五年以上のもの(成年被後見人、被保佐人及び禁錮以上の刑に処せられて執行中の者を除く。)及び法人たる組合員のうちから、組合員が選挙する。

4 前項の規定による選挙は、政令の定めるところにより、都道府県又は市町村の選挙管理委員会の管理のもとに、直接、平等及び秘密の原則によつて行うものとする。

5 第三項の規定による選挙に要する費用は、当該土地改良区の負担とする。

6 総代の任期は、四年とする。但し、補欠総代は、前任者の残任期間在任する。

7 総代は、その任期が満了しても、後任の総代が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

8 総代が被選挙権を有しない者であるときは、その職を失う。この場合において、被選挙権の有無は、総代会で決定する。

9 総代会には、総会に関する規定(第三十一条第二項から第六項までの規定を除く。)を準用する。

(昭二八法一八三・昭三二法六九・昭三七法一二六・昭四七法三七・昭五九法五六・平一一法一五一・一部改正)

○土地改良法施行令

(昭和二十四年八月四日)

(政令第二百九十五号)

(選挙の時期)

第六条 土地改良区の総代の選挙は、任期満了による総選挙にあつてはその任期満了の日前三十日以内に、その他の選挙にあつてはこれを行うべき事由が生じた日から六十日以内に行わなければならない。

2 土地改良区は、総代の任期が満了すべき場合にあつてはその任期満了の日前六十日までに、総代の任期満了による総選挙以外の選挙を行うべき事由が生じたと認める場合にあつては直ちに、その旨を当該選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があつたとき又は当該選挙管理委員会において土地改良区の総代の選挙を行うべき事由があると認めるときは、当該選挙管理委員会は、当該土地改良区の同意を得て選挙の期日を定め、その期日前七日までに告示しなければならない。

4 前項の場合においては、投票の時間及び選挙すべき総代の数をあわせて告示しなければならない。

(昭三二政一九四・昭五九政三四五・一部改正)